

令和四年二月二十二日受領  
答弁第一二二号

内閣衆質二〇八第一二二号

令和四年二月二十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員大西健介君提出国務大臣の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出国務大臣の定数に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「手続き」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「内閣総理大臣以外の国務大臣の定数」については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）等の規定に従って令和四年三月三十一日までに適切に対応するための検討を行っているところであり、これ以上の詳細については、現時点において、お答えすることは困難である。